

大阪府アイスホッケー連盟 大阪市アイスホッケー連盟

規 約

第1章 総則

<名称>

第1条 この団体は「大阪府アイスホッケー連盟（OSAKA ICE HOCKEY FEDERATION）（略号 O I H F）」と云う。

<所在地>

第2条 この団体は事務所を〒571-0015大阪府門真市三ツ島3-7-16（大阪府立門真スポーツセンター内）に置く。

第2章 目的及び事業

<目的>

第3条 この団体は、大阪府におけるアイスホッケー加盟団体を統括し、かつこれを代表する唯一のアマチュア団体であって、相互融和連絡並びにアイスホッケーの健全なる普及及び振興を計り、広く府民の心身の発展と体育文化の昂揚に寄与することを目的とする。

<事業>

第4条 この団体は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 大阪府におけるアイスホッケーの普及奨励及び指導者の養成
2. アイスホッケーに関する大阪府選手権大会の開催及び必要と認める競技会の主催、主管又は後援
3. アイスホッケーに関する国内競技会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下日本アイスホッケー連盟と記す）等に対する代表参加者の選定及び派遣
4. 大阪府におけるアイスホッケーのアマチュア精神の確立
5. アイスホッケーに関する調査研究
6. アイスホッケーに関する選手の競技力向上
7. アイスホッケーに関する審判員の養成及びその資格の推薦
8. アイスホッケーに関する役員、競技者又は団体の表彰
9. 日本アイスホッケー連盟に対し、大阪アマチュアアイスホッケー界を代表して加盟すること
10. 公益財団法人大阪体育協会に対し、大阪アマチュアアイスホッケー界を代表して加盟すること
11. アイスホッケーに関する資料の蒐集保存及び刊行物発行
12. その他この団体の目的達成するために必要な事業

第3章 役員、評議員

<役員>

第5条 この団体には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以内
3. 理事 10名以上15名以内
4. 監事 2名以内
5. 評議員 若干名

<役員を選定>

第6条 会長、副会長は理事会で推挙された者を評議員会の承認により決定する。

1. 理事及び監事は評議員会で選任し、理事長は理事の互選により定める。
2. 評議員は別に定める細則に基づき加盟団体の推薦により専任される。

<役員職務>

第7条 会長はこの団体の業務を総理し、この団体を代表する。

1. 名会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
2. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき団体の業務を掌握する。
3. 理事は理事会を組織して、この団体の業務を議決し執行する。
4. 監事はこの団体の財産及び理事の業務執行状況を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織して、この規約に定める事項を行う。

<役員任期>

第8条 この団体の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
2. 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

<役員解任>

第9条 役員は次の各号の1に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数おのおの3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 名誉会長・顧問・参与

<名誉会長・顧問・参与>

第10条 この団体に名誉会長・顧問・参与若干名を置くことができる。

1. 名誉会長は理事会及び評議員の推薦に基づき会長が委嘱する。
名誉会長は会議に出席し、意見を述べることができる
2. 顧問は、この団体の会長又は副会長であった者及びアイスホッケーに関する功
労者の中から理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。
3. 参与は理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。
参与は理事会の諮問に応ずる。

第5章 会 議

<会議：評議員会>

第11条 評議員会は年1回以上開催し、次の運営に関する重要事項を審議する。

1. 規約の制定及び改正
2. 役員の選任
3. 事業計画及び収支予算について
4. 事業報告及び収支について
5. 加盟、脱退、賞罰に関して
6. この団体の解散に関する事項
7. その他この団体の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める者に
助言する。
評議員会は必要に応じ会長が召集する。

<会議：理事会>

第12条 理事会は、会長・副会長・理事長・理事をもって構成する。理事会はこの団体の運
営に関し審議決定し、次の事項を討議する。

1. この団体の事業の企画及びその遂行に関する事項
2. アイスホッケーに関する府内競技会及び日本アイスホッケー連盟等に対する
代表参加者の衡及び推薦
3. 会長・副会長・名誉顧問・参与の推薦
4. 専門委員会設置に関する事項
5. その他この団体の運営に関する事項

<招 集>

- 第13条
1. 評議員会は会長が招集し、少なくとも10日前に日時、場所、その会議の目的
なる事項を評議員あて通知する。
 2. 理事会は会長の承認を経て理事長が招集する。
 3. 会長が必要と認めた場合又理事構成員の3分の1以上から会議に討議すべき事
項を示し招集を請求されたときは、その請求があった日から21日以内に臨時
評議員会又は臨時理事会を招集しなければならない。

<定 足 数>

- 第 1 4 条 1. 評議員の定足数は構成員の 3 分の 2 以上とし、理事会は構成員の過半数とする。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した欠席者は出席者とみなす。
2. 評議員会、理事会の議事はこの規約の別段定めのある場合を除くほか出席者の過半数を持って可否同数のとき議長の決するところによる。

<議 事 録>

- 第 1 5 条 全ての会議には議事録を作成し保管する。

第 6 章 専門委員会

<総務委員会>

- 第 1 6 条 日本アイスホッケー連盟並びに関係各機関との連絡・折衝に関する事項
本連盟の規約の研究・審議・立案当に関する事項、組織の統括・人事に関する事項、会議に関する事項、式典・行事等の企画準備・実施に関する事項、物品の調達管理に関する事項、誉章・記章の作成に関する事項、役員のパ遣出張に関する事項その他、他委員会に属しない事項。

<普及事業委員会>

- 第 1 7 条 普及指導に関する行事・催事の企画実施に関する事項、指導者の養成及び研修に関する事項、指導書・テキスト等の作成、小・中学生等学童に対する普及指導。

<強化委員会>

- 第 1 8 条 競技力の向上に関する基本方針の策定、各種強化事業の企画と運営、コーチ養成に関する事項、コーチ会議・研修会の企画・実施、教科指導書の作成、府外派遣コーチ・選手の選考に関する事項。

<競技事業委員会>

- 第 1 9 条 年間競技日程の作成、本連盟主催・主管の各競技会の企画運営に関する事項、各種競技会の規程・要項等の審議・立案・作成に関する事項、競技役員・補助役員等の掌握・招集に関する事項、登録資格に関する事項。

<レフェリー委員会>

- 第 2 0 条 競技規則の研究・審判員の組織の確立及び統括に関する事項、審判員の指導・技術向上に関する各種事業の企画・実施に関する事項、日本アイスホッケー連盟レフェリー委員会との連絡折衝に関する事項等。

<その他委員会>

- 第21条 1. この連盟の事業遂行のために必用があるときは、理事会の決議に基づき第16条から第20条までに規定する委員会以外の委員会を置く事が出来る。
2. 前項の規定にない委員会の運営に関する規定は理事会の決議を経て定める。

第7章 加盟団体及び加盟

<加 盟>

- 第22条 次に掲げる団体で、この団体の主旨に賛同するものは理事会、評議員会における承認を得て加盟団体となることができる。
1. 大阪府下に所在するアイスホッケー同好者をもって組織された団体
 2. 大阪府下に所在地を有する大学のOBで全国に組織されたアイスホッケーに関する団体

<資格喪失>

- 第23条 加盟団体は次の事由によってその資格を喪失する。
1. 脱 退
 2. 加盟団体の解散
 3. 除 名

<脱 退>

- 第24条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、評議員会の承認を経なければならない。

<除 名>

- 第25条 加盟団体が次の各号の何れかに該当するときは、評議員会の議決を経て会長がこれを除名する事が出来る。
1. この団体が加盟団体としての義務に違反したとき。
 2. この団体の名誉を傷つけ、またこの団体の目的に違反する行為のあったとき。
 3. 負担金を滞納したとき。

<負担金>

- 第26条 加盟団体は毎年別に定める負担金を当該年度の5月31日までに納入するものとする。
- 既納の負担金はいかなる理由があってもこれを返金しない。

第8章 登録及び登記会員

<登録>

第27条 本連盟の登録は加盟団体登録と会員登録の2本立てとし毎年更新するものとする。加盟団体は毎年5月31日までに所定の手続きを終えなければならない。ただし、追加登録は随時受付可。

<加盟団体の種類>

第28条 加盟団体及び会員登録を下記の通りとする。日本アイスホッケー連盟の規約に準ずる。

登録料は細則により別に定める。

以下は、本規約改定時の登録区分を示す。

- (1) 一般団体及び大学同好会
- (2) オールドタイマーの選手で編成される団体
- (3) 単独の大学を代表する団体
- (4) 単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体
- (5) 単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体
- (6) 単独の小学校を代表する団体及び小学生で編成される団体
- (7) 女子選手で編成される団体
- (8) 上記チームに属さない加盟団体役員

<登記会員の登録>

第29条 加盟団体の地域内に居住または勤務する者でアイスホッケー競技を愛好し、しかも加入団体の登録会員でない者は加盟団体の資格審査を経て直接その加盟団体に登録することが出来る。

<会員の所属団体>

第30条 会員（選手）が所属する団体はいかなる場合も一つに限られる。（但し、オールドタイマー登録は除く。）

<登録規定違反>

第31条 加盟団体及び会員が登録規定に違反した場合1年を限度とする加盟団体資格及び会員資格の停止または保留処分を科すことがある。

第9章 規約の変更ならびに解散

<規約の変更>

第32条 この規約は評議員会出席人員の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

1. 毎年事業年度末の理事会に於いて、本規約の見直しを実施する。
過半数の賛成を得て、速やかに改定案を作成する。
2. 次期評議員会で議決を得る。
緊急を要する改定(案)の場合、会長は臨時評議員会を招集できる。

<解 散>

第33条 この団体の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を受けなければならない。

第10章 会 計

<経費の支弁>

第35条 本連盟の経費は加盟負担金、府または公共団体よりの補助金、本連盟の目的に協賛するものよりの寄付金、事業収入およびその他の収入をもって支弁する。

<会計年度>

第36条 この団体の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第11章 補 則

<書類及び帳簿の備付等>

第37条 この団体の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

1. 規約
2. 役員名簿・会員名簿・その他
3. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
4. 官公署往復書類
5. 庶務日誌
6. 理事会・評議員会の議事に関する書類
7. その他必要な書類及び帳簿

前項の書類及び帳簿は保管場所の確保ができる限り長期保存を原則とする。
ただし、収入支出に関する帳簿類は最低限10年以上の保存を必須とする。

<職 員>

- 第 38 条 この団体の事務を処理するために事務局を設け職員を置くこともある。
職員は会長が任免する。
職員は有給とする。
事務局に関する規定は理事会の議決を経て別に定める。

<細 則>

- 第 39 条 この規則の施行についての細則は、理事会の議決を経て定める。ただし、従前の大阪府スケート連盟に属したアイスホッケー部門の権利義務の一切はすべてこの団体が継承する。
- 第 40 条 本規約は昭和 57 年 4 月 1 日より之を施行する。
本規約は平成 14 年 5 月 26 日 改定する。
本規約は平成 29 年 7 月 24 日 改定する。

以上

大阪府アイスホッケー連盟規約 細則

(目的)

第1条 連盟規約第39条に基づき本連盟の組織運営に関する細部を規定する。

(加盟手続)

第2条 新たに加盟を希望する組織団体は次の書類を提出しなければならない。
名称、規約、役員・会員名簿（氏名・現住所・電話・職業等）連絡事務所責任者。
学生団体にあつては当該大学の承諾書。

(加盟団体)

第3条 加盟団体とは連盟規約第22条に定めるアイスホッケー同好者10人以上をもって組織された本細則に基づき加盟登録したものをいう。

(加盟承認)

第4条 本連盟への加盟を希望する組織団体は理事会・評議員会の承認を必要とする。
但し、緊急を要するときは、理事会が加盟を認めることが出来る。

(登録申請)

第5条 登録申請は加盟団体ごとに、所定の登録用紙2部に会員名その他を記入し、本連盟に提出しなければならない。

(加盟金及び登録料)

第6条 加盟金及び登録料は次の通りとし、本連盟に納められる。
既納の加盟金及び会員登録料は如何なる理由があつても返還しない。
加盟金及び登録料は当該年度により変更することもある。

チーム種別（日本アイスホッケー連盟の基準に準拠）	加盟金	登録料（1名につき）
(1) 一般団体及び大学同好会	30,000円	5,000円
(2) オールドタイマーの選手で編成される団体	10,000円	5,000円
(3) 単独の大学を代表する団体	20,000円	5,000円
(4) 単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体	15,000円	3,000円
(5) 単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体	10,000円	2,000円
(6) 単独の小学校を代表する団体及び小学生で編成される団体	10,000円	2,000円
(7) 女子選手で編成される団体	10,000円	5,000円（中・高校生以外） 3,000円（高校生） 2,000円（中学生）
(8) 上記チームに属さない加盟団体役員	0円	5,000円

大阪府アイスホッケー連盟規約 細則

(所属団体の変更)

第7条 会員が所属加入団体を変更するときは、その加入団体の承諾を得なければならない。

会員の移動で加入団体が変わる場合は新所属加入団体へ前所属団体の”登録変更承諾書”を提出しなければならない。

所属加入団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える会員は本連盟へ提訴することができる。

提訴された件に関し、理事会に於いて審議し決議する。

(資格の取消し)

第8条 会員がアマチュア資格を失ったときは直ちに登録を取消す。

(参 与)

第9条 参与は本連盟の理事を3期以上勤めた者、または大阪府のアイスホッケー界に功労のあった者のなかから理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(評議員の推薦)

第10条 加盟団体は団体より1名評議員を推薦しなければならない。

(理事の選任)

第11条 理事は評議員会において次の候補者中より選任する。

理事候補者として推薦された専門委員とする。

理事は評議員を兼ねることができない。

(評議員の補欠)

第12条 理事に選任された評議員の推薦加盟団体は評議員を補充しなければならない。

(評議員会)

第13条 評議員は会長・副会長。理事長・理事・評議員をもって構成する。

会長は議長となる。

評議員会は年2回以上開催する他、次期役員を選出に伴う定期評議員会を開催する。

なお、必要に応じ臨時評議員会を開催することができる。

大阪府アイスホッケー連盟規約 細則

(専門委員)

第14条 専門員は加盟団体の申請により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
他に必要あれば理事会の承認を得て登録会員の中から若干名の委員を委嘱できる。

(専門委員会)

第15条 連盟規約第6章に基き各委員会は次の要綱で実施する。

1. 各部門委員会はそれぞれ必要な専門員を以って構成する。
2. 各部門専門員会は委員長が招集し。議長となる。
委員会開催の都度、理事長に報告しなければならない。
会長・理事長・理事はこれに出席して意見を述べることができる。
3. 各部門委員会がそれぞれ所管事項の業務遂行に緊急を要するときは、委員長は理事長の承諾を得てこれを専決処理することができる。
4. 各部門委員会における審議または決定案は、理事会の承諾を得た上で決定する。
5. 各専門員会の委員長は、役員改選時の評議員会で最初に所属が決まった部門専門員会の委員による互選とする。

(専門委員総会)

- 第16条
1. 専門員総会を毎年4月に開催する。
 2. 専門委員総会は理事長が招集して議長となる。
 3. 専門委員は改選期の評議員会に推薦する。

(賛助会員)

第17条 アイスホッケー競技を愛好し、健全なる普及発展を計り府民スポーツの啓発高揚を期し、本連盟の発展に賛助される方を賛助会員とする。

(理事長の専決処理)

第18条 緊急の必要のあるとき、理事長は会長の承認を得て先決処理することができる。
この場合、最近の理事会に報告しなければならない。

(競技会開催権)

- 第19条
1. 加盟団体は本連盟主催・主管または後援の各種行事に所属の会員を参加させ、またはその地域において本連盟公認の競技会を開催することができる。
 2. 加盟団体は本連盟主催の競技会を共同主催または主管のもとに開催することができる。
 3. 公式競技については別に定める競技規定によっておこなわれる。

大阪府アイスホッケー連盟規約 細則

(公益財団法人日本アイスホッケー連盟代議員・評議員)

- 第20条 1. 公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下、日本アイスホッケー連盟と記す。）細則第17条により第一種、第二種の加盟団体は所属会員10名当たり1名の代議員を選出しなければならない。
2. 日本アイスホッケー連盟細則11条により理事会に於いて評議員を選出し、推薦しなければならない。

(附 則)

- 第21条 1. 本連盟の評議員会は日本アイスホッケー連盟細則第3条2項の代議員総会とする。
2. 本連盟の加盟団体及びその会員は、公益財団法人日本体育協会及び日本アイスホッケー連盟のアマチュア規定ならびに本連盟の規約、規約細則を遵守せねばならない。
3. 本細則は、大阪府アイスホッケー連盟規約とともに施行する。

以上